

広島文教大学教育学会研究支援に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、広島文教大学教育学会規約第2条に基づき、広島文教大学教育学会会員の研究活動の充実を図るための研究支援制度を設け、この制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 研究支援制度として、次のことを行うものとする。

- (1) 研究費の支援
- (2) 講演会及び研究会（研修のためのワークショップ等を含む）開催の支援

(応募資格)

第3条 研究支援制度に応募することができる者は、広島文教大学教育学会規約第5条に定める会員とする。ただし、会員資格は有するものの会費未納者については除くものとする。

(募集等)

第4条 募集は、毎年6月に行い、所定の手続を経て、8月に決定通知するものとする。

(応募者の申請)

第5条 研究支援を希望する者は、研究費支援等申請書（様式1）（以下「申請書」という。）に所定の内容を記載した上で、会長に申請するものとする。

(研究員の決定)

第6条 会長は、申請書を受理したときには、研究支援審査委員会（以下「委員会」という。）に諮り、被採択者（以下「研究員」という。）を決定するものとする。

(委員会)

第7条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、会長に答申するものとする。

- (1) 本内規第2条に関する事項に関し、研究員の決定、期間延長、取り消し及び支援研究費の返還に関する事項
- (2) その他必要な事項

第8条 委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 会長が指名する者若干名

第9条 委員は、会長が委嘱する。

第10条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

第11条 委員会に、委員長を置き、会長をもって充てる。

第12条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を行う。

第13条 委員会は、必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(支援研究費の支給)

第14条 研究員には、10万円を上限として、支援研究費を支給するものとする。ただし、次の者については、支援研究費は支給しないものとする。

- (1) 第16条の規定により、研究期間を延長した者
- (2) 外部資金を得て研究を行う者

(研究期間)

第15条 研究支援制度による研究支援期間（以下「研究期間」という。）は、4月1日に始まり、1年間とする。ただし、特別な事情がある場合は、この期間を1年間延長又は短縮することができるものとする。

(研究員の責務)

第16条 研究員は、研究期間終了後6カ月以内に研究経過報告書を会長に提出し、かつ、2年以内に『広島文教教育』に、研究成果を公表しなければならない。なお、研究期間を1年間延長した場合も、初年度終了後6カ月以内に研究経過報告書を、会長に提出しなければならない。

(研究期間の延長)

第17条 研究員は、特別な事情がある場合には、研究期間が終了する1カ月前までに、延長申請書を、会長あてに提出できるものとする。

第18条 会長は、委員会の議を経て、研究期間延長の可否を決定するものとする。

(取消し)

第19条 会長は、研究員が病気その他の事由により、研究員としての目的を達成することができないと認める場合は、委員会の議により、当該研究員に対して採択の取消しをすることができるものとする。

(支援研究費の返還)

第20条 研究員は、前条の規定により採択の取消しを求められた場合は、会長の決定した額の支援研究費を返還しなければならない。

2 会長は、第16条の規定に違反した者に対し、すでに支給した支援研究費の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

3 研究員が研究期間の途中で自己都合により退会する場合は、支給を受けた支援研究費の全額を返還するものとする。

(細則)

第21条 この規程に必要な事項は、会長が別に定める。

(事務処理)

第22条 この規程に関する事務は、広島文教大学教育学会事務局が行う。

附 則

この規程は、令和元年6月1日から施行する。